

2017年4月14日 全20頁

金融口座情報の各国税務当局間の交換制度

CRSにより外国金融機関の口座情報を税務当局が把握し得ることに

金融調査部 主任研究員
金本悠希

[要約]

- 経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するためには、国外にある金融口座の情報を入手することが重要である。そのため、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が平成27年度税制改正で導入され、すでに今年1月からスタートしている。
- 本制度では、金融機関は、取引を行う者の居住地国がどこかを特定した上で、非居住者の口座情報を我が国の税務当局に報告することが義務付けられる。我が国の税務当局は、得た情報を、その非居住者にとっての自国の税務当局に提供することとなる。
- 本制度は国際的な合意に基づいて導入されたものであり、現時点で我が国を含め100カ国が同様の制度を導入することにコミットしている。そのため、我が国の居住者が外国の金融機関に口座を有している場合も、その国で同様の制度が設けられていれば、その国の税務当局経由で我が国の税務当局に口座情報が提供されることとなる。

<目次>

1. はじめに	2
2. 導入の経緯	2
3. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度	4
(1) 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換	4
(2) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の全体像	4
(3) 新規特定取引に関する手続き	6
(4) 既存特定取引に関する手続き	7
(5) 報告金融機関等による税務署への情報提供	13
(6) 我が国税務当局から外国の税務当局への情報提供	15
(7) 各用語の定義	15
4. 我が国の居住者が外国金融機関に口座を設けている場合の留意点	18
(1) 富裕層等への課税強化に向けた動き	18
(2) 国外財産調書との整合性	19
(3) マイナンバー（個人番号）による名寄せ	19

1. はじめに

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するためには、国外にある金融口座の情報を入手することが重要である。そのため、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」（以下、「本制度」という）が平成27年度税制改正で導入され、今年1月からスタートしている。

本制度は、非居住者が保有する金融口座の情報をその者にとっての自国の税務当局に提供するため、金融機関等に非居住者の口座情報、具体的には、氏名・住所、居住地図、外国における納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等を税務当局に報告することを義務付ける制度である。

本稿では、本制度の導入の経緯とその内容について説明した後、我が国の居住者が、本制度と同様の制度を導入している外国の金融機関に口座を設けている場合に留意すべき点について言及する。

2. 導入の経緯

2008年に米国においてスイス大手銀行の銀行員による脱税ほう助事件が発生したことを受けて、2010年3月に、米国で「外国口座税務コンプライアンス法」(Foreign Account Tax Compliance Act。以下、「FATCA」という)が成立した。同法は、米国外の金融機関に対し、米国の税務当局である内国歳入庁に、米国人（法人を含む）の口座の情報を提供することを義務付けた¹（2014年7月施行）。

2012年には、FATCAをモデルとして、OECD（経済協力開発機構）が税務当局間で非居住者の口座情報を提供しあう自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手した。2014年1月には、OECD租税委員会が、「共通報告基準（Common Reporting Standard）」（以下、「CRS」という）を承認した。同年9月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年11月のG20首脳会議は、CRSを承認し、2017年又は2018年末までに自動的情報交換を開始することにコミットした。2017年3月下旬時点で、我が国を含め100カ国・地域が2018年までにCRSに従った自動的情報交換を開始することを表明している（図表1参照）。

¹ 情報提供しない口座の米国源泉所得に対しては、発行会社又は金融機関による30%の懲罰的源泉徴収がなされる。

図表 1 CRS による自動的情報交換制度の参加国

2017年までに初回交換(53カ国・地域)		2018年までに初回交換(47カ国・地域)	
アイスランド	スロバキア	アラブ首長国連邦	チリ
アイルランド	スロベニア	アンティグア・バーブーダ	ドミニカ
アルゼンチン	セーシェル	アンドラ	トリニダード・トバコ
イギリス	チェコ	イスラエル	トルコ
(英領) アンギラ	デンマーク	インドネシア	ナウル
(英領) バージン諸島	グリーンランド	ウルグアイ	日本
(英領) ガーンジー	フェロー諸島	オーストラリア	ニュージーランド
(英領) ケイマン諸島	ドイツ	オーストリア	バーレーン
(英領) ジブラルタル	ニウエ	(蘭領) アルバ	パナマ
(英領) ジャージー	ノルウェー	(蘭領) セント・マーティン	バヌアツ
(英領) ターコス・カイコス諸島	バルバドス	ガーナ	バハマ
(英領) バミューダ	ハンガリー	カタール	ブラジル
(英領) マン島	フィンランド	カナダ	ブルネイ
(英領) モントセラト	フランス	クウェート	ベリーズ
イタリア	ブルガリア	クック諸島	マーシャル諸島
インド	ベルギー	グレナダ	マレーシア
エストニア	ポーランド	コスタリカ	モナコ
オランダ	ポルトガル	サウジアラビア	モーリシャス
(蘭領) キュラソー	マルタ	サモア	レバノン
韓国	南アフリカ	シンガポール	ロシア
キプロス	メキシコ	スイス	
ギリシャ	ラトビア	セントクリストファー・ネーヴィス	
クロアチア	リトアニア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	
コロンビア	リヒテンシュタイン	セントルシア	
サンマリノ	ルーマニア	中国	
スウェーデン	ルクセンブルク	(中国) 香港	
スペイン		(中国) マカオ	

(出所) OECD Automatic Exchange Portal CRS by jurisdiction (2017年3月27日・29日更新)

(<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/crs-by-jurisdiction/>)

このような経緯を経て、我が国においては平成 27 年度税制改正において、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下、「実特法」という。また、同法の施行令・施行省令をそれぞれ「実特令」・「実特規」という)を改正し、本制度(「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」)が整備された。

以下、3. で本制度の具体的内容について説明するが、本制度はあくまで我が国にとっての非居住者の情報を、その者にとっての自国の税務当局に提供するための制度である。例えば、イギリス人(居住地国がイギリスである個人)や中国企業(本店所在地国が中国である法人)などが我が国の金融機関に預金口座等を保有している場合に、その情報を日本の国税庁経由でイギリスや中国の税務当局に提供するものである。よって、本制度の下では日本人・日本企業(居住地国・本店所在地国が日本である個人・法人)の情報が外国の税務当局に提供されるわけではない。

しかし、居住地国・本店所在地国が日本である個人・法人が外国の金融機関に口座を保有している場合、その国が CRS の枠組みに参加していれば、その口座情報が金融機関からその国の税務当局に提供され、日本の税務当局に提供されることになる。

3. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

(1) 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換

本制度の説明に入る前に、本制度の導入以前から行われている、租税条約等に基づく税務当局間の情報交換について確認しておく。国境を越える取引が恒常的に行われる中、国際的な脱税や租税回避に対処するため、各国税務当局は租税条約等に基づいて、税務当局間で情報交換を行っている。租税条約等に基づく情報交換には、以下の3つの種類がある。

- ①要請に基づく情報交換
- ②自発的情報交換
- ③自動的情報交換

①の「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査に関して、条約締結相手国の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものである。②の「自発的情報交換」は、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものである。③の「自動的情報交換」は、法定調書から把握した非居住者や外国法人への支払等（利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等）に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するものである。

平成 27 事務年度におけるそれぞれの情報交換の件数は、以下の通りである。①②に比べて、自動的に交換が行われる③の件数が非常に多いことが見て取れる。

図表 2 租税条約等に基づく情報交換の件数（平成 27 事務年度）

情報交換の種類	件数	
	国税庁からの要請/提供件数	外国当局からの要請/提供件数
①要請に基づく情報交換	366 件	158 件
②自発的情報交換	186 件	33 件
③自動的情報交換	188,000 件	117,000 件

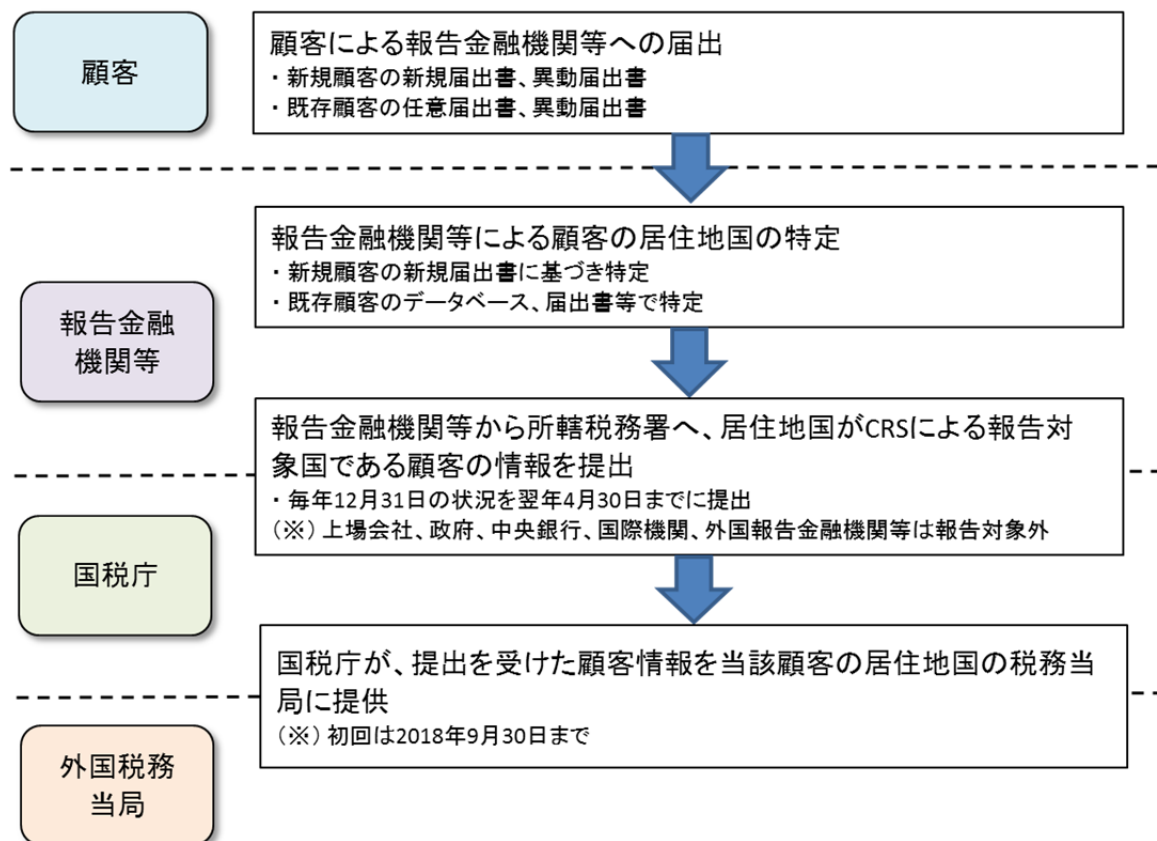
（出所）国税庁「平成 27 事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」（平成 28 年 11 月）

以下で、本制度（非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度）について説明するが、本制度は上記の情報交換のうち、自動的情報交換の一つと位置づけられる。

(2) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の全体像

本制度は、税務当局が金融機関から非居住者の口座情報を入手し、その情報をその非居住者にとっての自国の税務当局に提供するものである。本制度の全体像を示すと次ページのようになる。

図表3 本制度の全体像



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

本制度において、金融機関は、取引を行っている者が非居住者か否か判定する必要がある。本制度は平成29年1月1日に施行されており、取引が行われたのが施行日の前か後かで、取引を行う者の居住地国がどこかを特定する方法が異なっている。

具体的には、同日以後の取引は取引を行う者が金融機関に提出する届出書で、同日より前の取引は基本的には金融機関が保有する情報に基づいて、居住地国が特定される。また、同日より前の取引については、取引を行う者が個人か法人かによって、また個人の場合はその契約金額（1億円超か1億円以下か）によって、特定する手法が異なっている。また、特定する期限も異なっており、原則として平成30年末までだが、契約金額が1億円超の個人は平成29年末までである。

ただし、法人の場合は契約資産額が2,500万円以下の場合、特定は不要である。

他方で、法人の場合、上場会社及びそのグループ会社や公共法人・公益法人などに該当しない限り、その実質的支配者（25%超の議決権保有者等の自然人）についても居住地国を特定する必要がある。

上記の通り、平成29年1月1日より前の取引は、基本的には金融機関が保有する情報に基づいて居住地国が特定されるが、取引を行う者が任意で提出する届出書や、居住地国が変わった時に提出する届出書によって特定される場合もある。

以下、本制度の内容を説明するが、下記の用語については(7)でまとめて定義を記載する。

①「報告金融機関等」	: 取引を行う者の居住地国を特定し、税務当局に報告する者
②「特定取引」	: 本制度の報告の対象となる取引
③「特定法人」	: その実質的支配者の居住地国も特定する必要がある法人
④「実質的支配者」	: 特定法人の事業経営を実質的に支配できる者

(3) 新規特定取引に関する手続き

(ア) 新規届出書の提出（個人及び法人に共通の手続き）

平成29年1月1日以後に行う特定取引（以下、「新規特定取引」という）を行う者（個人・法人いずれも含まれる）は、下記の事項を記載した新規届出書を報告金融機関等に提出しなければならない（実特法第10条の5第1項前段、実特規第16条の2第1項）。

- | |
|--------------------------------|
| ①氏名又は名称 |
| ②住所又は本店等の所在地 |
| ③生年月日（法人の場合は不要） |
| ④居住地国（※1） |
| ⑤居住地国が外国である場合、その国における納税者番号（※2） |
| ⑥住所等所在地国と居住地国が異なる場合には、その事情の詳細 |
| ⑦税務当局への報告対象外である法人の場合、その旨 |
| ⑧一定の組合（※3）の組合員の場合、当該組合員の①②の情報 |
| ⑨特定法人の場合、実質的支配者に関する①～⑥の情報（※4） |

（※1）居住地国を有しない場合は、その旨。

（※2）我が国のマイナンバー（個人番号）は対象外。

（※3）民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、匿名組合（外国における類似のものを含む）（実特法第10条の5第7項第6号・第7号、実特令第6条の9）。

（※4）特定法人が内国法人であり、その実質的支配者の居住地国が外国である場合、当該特定法人の法人番号も記載事項を含む。

本制度は我が国にとっての非居住者の口座情報等を、その者の居住地国の税務当局に提供するものである。そのため、上記⑤の通り、その者が居住地国で納税者番号を付されている場合は、届出書に記載する必要があるが、我が国のマイナンバー（個人番号）は記載する必要はない。

新規届出書を提出しなかったり、虚偽の記載を行ったりした非居住者に対しては、6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される（実特法第13条第4項第2号・第3号）。報告金融機関等は、新規届出書の記載事項を、新規特定取引を行う者から口座開設等のために提出を受けた書類によって確認しなければならない（実特法第10条の5第1項後段、実特規16条の2第3項）。

(イ) 法人の場合の追加的手続き

(A) 実質的支配者に関する事項の記載

前述の通り、新規特定取引について、特定取引を行う者が特定法人の場合、当該特定法人に実質的支配者がいるときは、実質的支配者についても上記（ア）枠内①～⑥の事項を新規届出書に記載しなければならない（実特法第 10 条の 5 第 1 項前段、実特規第 16 条の 2 第 1 項第 5 号・第 6 号）。

(B) 法人番号確認書類の提示

新規特定取引を行う者が、**内国法人**である特定法人に該当し、その**実質的支配者の居住地域が外国**である場合、特定法人の法人番号確認書類（法人番号通知書。実特規第 16 条の 2 第 4 項・第 5 項）も提示しなければならない（実特令第 6 条の 2 第 1 項）。報告金融機関等は、新規届出書記載事項のうち、名称、本店等の所在地及び法人番号を、法人番号確認書類により確認しなければならない（実特令第 6 条の 2 第 1 項）。

(ウ) 新規届出書の提出免除

本制度とは別に、金融機関は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という）に基づき、取引時に顧客の本人確認（以下、「取引時確認」という）を行うことが義務付けられている（犯収法第 4 条）。ただし、他の取引の際にすでに顧客の取引時確認を行っている場合は、改めて取引時確認を行う必要はない（犯収法第 4 条第 3 項）。

本制度（「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」）においても、すでに確認を行っている顧客については届出書の提出を免除することとされている。具体的には、新規特定取引を行う者のうち、すでに、平成 28 年 12 月 31 日以前に行われた特定取引（以下、「既存特定取引」という）について契約を報告金融機関等と締結しているものは、以下の条件を満たす場合、新規届出書の提出が免除される（実特令第 6 条の 2 第 2 項）。

- ①新規特定取引を行う際、上記犯収法の規定（第 4 条第 3 項）により、犯収法上の取引時確認が行われない
- ②①のほか、新規特定取引を行う際に、既存特定取引を行った者に関する新規届出書につき、更新の手続きが行われない

この場合、当該新規特定取引は、「平成 28 年 12 月 31 日に行われた特定取引」とみなされ、当該新規特定取引に係る住所等所在地国は、当該既存特定取引に係る住所等所在地国と同一の国が特定されたとみなされる（実特令第 6 条の 2 第 2 項）。

(4) 既存特定取引に関する手続き

報告金融機関等と平成 28 年 12 月 31 日以前に特定取引を行った者が、同日において当該特定取引に係る契約を締結している場合、報告金融機関等は基本的にはすでに保有している情報（デ

データベースや提出された書類)に基づき、以下の期限までに、特定取引を行う者²の住所等所在地国を特定しなければならない。

図表 4 既存特定取引の特定期限

個人	①契約資産額(※1)が1億円以下	平成30年12月31日
	②契約資産額(※1)が1億円超	平成29年12月31日
③法人(※2)		平成30年12月31日

(※1) 平成28年12月31日時点。

(※2) 契約資産額が2,500万円以下の場合、特定不要。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

一方、特定取引を行った者は報告金融機関等に任意で届出書を提出することが認められ、これに基づいて住所等所在地国を特定する場合もある。

図表4のうち、①に該当する個人を「個人既存低額特定取引契約者」、②に該当する個人を「個人既存高額特定取引契約者」、③の法人を「法人既存特定取引契約者」という。

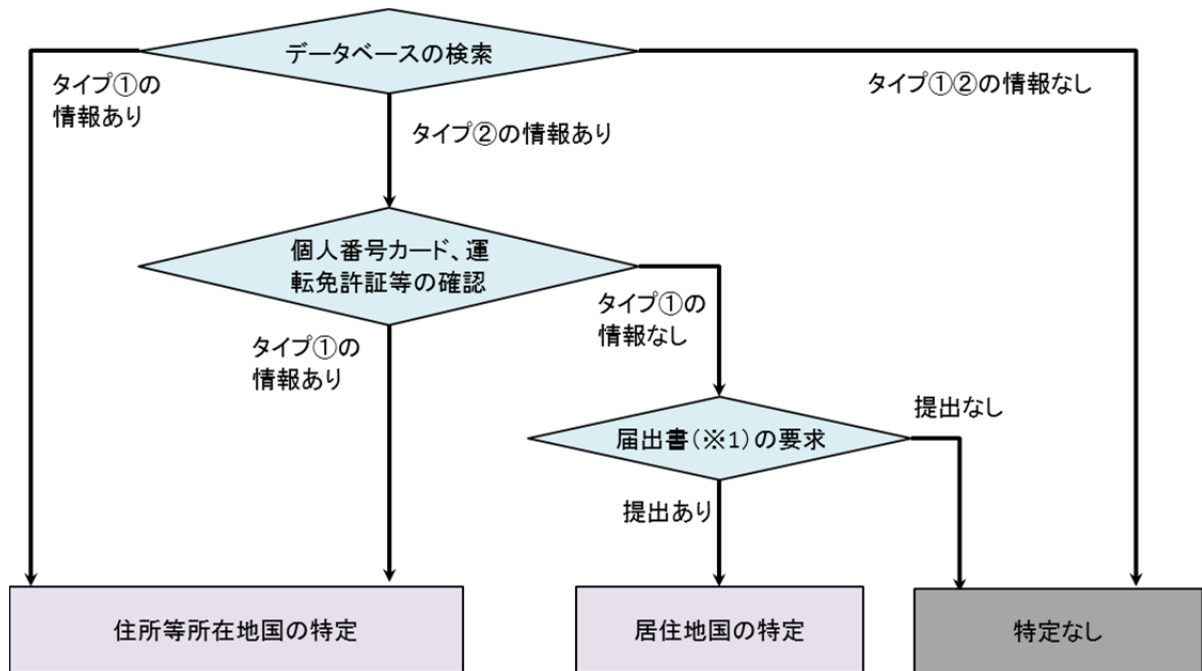
(ア) 個人既存低額特定取引契約者の場合

個人既存低額特定取引契約者の場合、住所等所在地国を特定する方法は大きく分けて2つに分かれる。一つ目は、書類を確認する前に、データベースを検索することによって住所を示す情報があるかを確認する方法である。住所を示す情報があれば住所等所在地国が特定され、住所を示す情報はないものの、郵便物の宛先の所在地を示す情報があれば、次の段階として保有する書類(個人番号カードや運転免許証等)で住所を示す情報がないかを確認する。それでも特定できなければ取引契約者に、居住地国等を記載した届出書の提出を求めるというフローになる。二つ目は、初めから保有書類を確認する方法である。二つ目の方法によって特定できた場合は、一つ目の方法を行う必要はない。

一つ目の方法を詳しく説明すると、報告金融機関等が保有するデータベースで個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国情報を検索し、検索の結果得られた情報に従って、次ページのようなフローになる(実特法第10条の5第2項、実特令6条の3第1項～第5項、第22項第5号イ・ロ、実特規第16条の3第11項・第12項)。

² 特定取引を行う者が特定法人の場合、特定法人の実質的支配者を含む。

図表5 個人既存低額特定取引契約者についてのデータベースの検索による特定



タイプ①の情報	タイプ②の情報
(a) 居住地国を示す情報 (b) 現在の住所又は居所 (c) 電話番号 ※2 (d) 自動送金指図 (e) 代理権を有する者の住所又は居所の情報	(a) 郵便物を受け取る場所として指定されている郵便局又は外国における郵便局に相当するものの所在地 (b) 住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所

※1) 居住地国を記載。

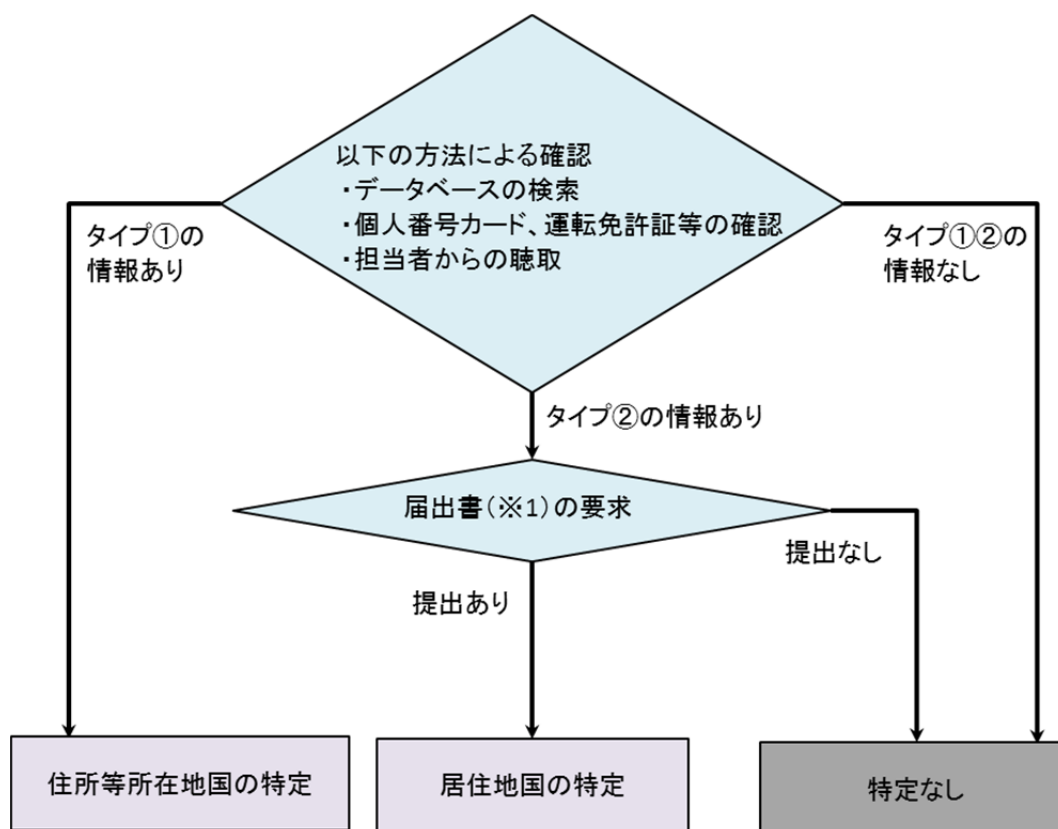
※2) 外国を登録地とし、他に我が国を登録地とするものがない場合に限る。

(出所) 国税庁「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要」(平成28年10月)に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 個人既存高額特定取引契約者の場合

個人既存高額特定取引契約者の場合、報告金融機関等は、保有するデータベースの検索、保有する書類（個人番号カードや運転免許証等）の確認、及び担当者からの聴取の3つの方法を行ってその住所等所在地国を特定する（特定できるまで上記3つ全ての方法を行う）。これらの方法で得られた情報に従って、次ページのようなフローになる（実特法第10条の5第2項、実特令6条の3第7項～第9項、第22項第5号イ・ロ、実特規第16条の3第11項・第12項）。

図表6 個人既存高額特定取引契約者についての特定



タイプ①の情報	タイプ②の情報
(a) 居住地国を示す情報 (b) 現在の住所又は居所 (c) 電話番号 (※2) (d) 自動送金指図 (e) 代理権を有する者の住所又は居所の情報	(a) 郵便物を受け取る場所として指定されている郵便局又は外国における郵便局に相当するものの所在地 (b) 住所又は居所以外の場所で郵便物の宛先として指定されている場所

(※1) 居住地国を記載。

(※2) 外国を登録地とし、他に我が国を登録地とするものがない場合に限る。

(出所) 国税庁「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要」(平成28年10月)に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

(ウ) 法人既存特定取引契約者の場合

(A) 法人自体の住所等所在地国の特定

法人既存特定取引契約者の場合、その住所等所在地国を特定するため、報告金融機関等は、原則として保存している記録を確認しなければならない(実特令第6条の3第10項)。ただし、契約資産額が2,500万円以下の場合、住所等所在地国の特定義務は免除される³(実特令第6条の3第16項)。

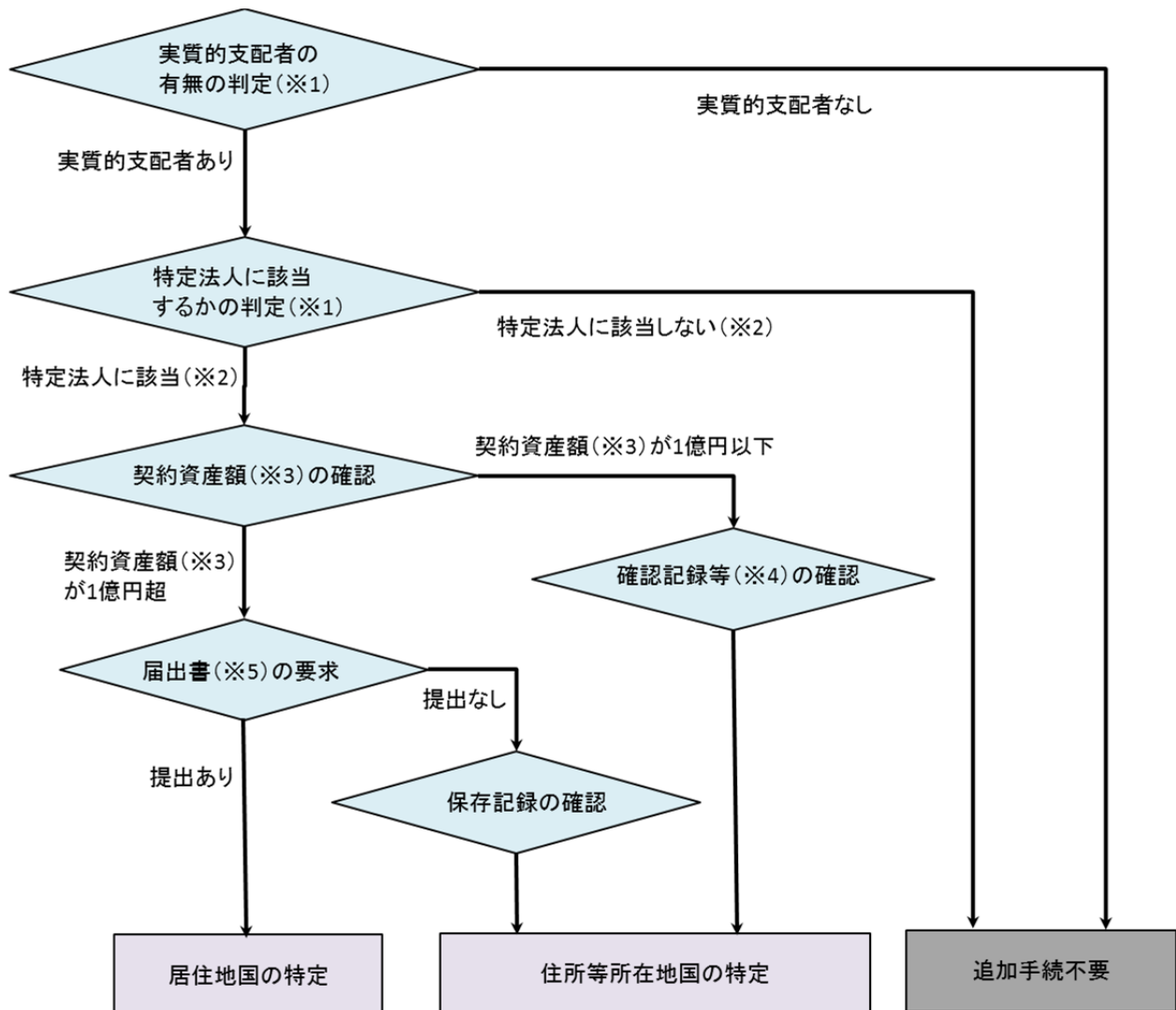
³ 具体的には、平成28年12月31日における契約資産額が2,500万円以下である場合は、平成29年以後の年の12月31日において契約資産額が2,500万円を超えることとなるまでの間、特定義務が免除される。

法人既存特定取引契約者の住所等所在地国が特定された場合、下記 (B) のように、特定法人に該当した場合の実質的支配者の住所等所在地国を特定する必要がある。

(B) 実質的支配者の住所等所在地国の特定（特定法人に該当する場合）

法人既存特定取引契約者は特定法人に該当した場合、その実質的支配者の住所等所在地国を以下のフローで特定しなければならない（実特令 6 条の 3 第 11 項～第 14 項）。

図表 7 法人既存特定取引契約者の実質的支配者の住所等所在地国の特定



(※1) いずれを満たさない場合でも追加手続不要となるため、特定法人の該当性の確認を先に行うことも可能。

(※2) 特定法人に該当しないことを確認したとき以外は、特定法人に該当するものとして扱う。

(※3) 平成 28 年 12 月 31 日時点の契約資産額。

(※4) 犯収法に基づき取引時確認を行った場合の確認記録。

(※5) 居住地国を記載。

(出所) 国税庁「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要」（平成 28 年 10 月）に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

(エ) 任意届出書による特定

(A) 個人及び法人に共通の手続き

既存特定取引を行った者は、任意で以下の事項を記載した届出書（以下、「任意届出書」という）を報告金融機関等に提出することができる（実特法第 10 条の 5 第 3 項前段、実特規第 16 条の 4 第 1 項）。任意届出書が提出された場合、報告金融機関等はそれに基づいて既存特定取引を行った者の居住地国を特定することができる。

- | |
|---------------------------------|
| ①新規届出書の記載事項（居住地国含む。前述）（※） |
| ②特定取引に係る契約を識別するための番号、記号等（口座番号等） |

（※）特定取引を行う者が特定法人の場合、特定法人の実質的支配者に関する記載事項を含む。

任意届出書を提出する場合、提出者は、特定取引を行う者の居住地国の確認のため以下の書類を提示しなければならない（実特法第 10 条の 5 第 3 項後段、実特規第 16 条の 4 第 2 項）。

図表 8 居住地国確認書類

特定取引を行う者の種類	居住地国確認書類
個人	個人番号カード、運転免許証、住民票の写し、健康保険証、国民年金手帳、納税証明書、パスポート、在留カード・特別永住者証明書等
法人	登記事項証明書、納税証明書等
人格のない社団等	定款等の写し、納税証明書等
組合	組合契約書の写し等

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

任意届出書に虚偽の記載を行った非居住者に対しては、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される（実特法第 13 条第 4 項第 3 号）。報告金融機関等は、任意届出書の記載事項を上記の書類によって確認しなければならない（実特法第 10 条の 5 第 3 項後段、実特規 16 条の 4 第 3 項）。

(B) 法人の場合の追加的手続き

既存特定取引を行った者が、**内国法人**である特定法人に該当し、その**実質的支配者の居住地国が外国**である場合、任意届出書を提出する時は、特定法人の法人番号確認書類（法人番号通知書。実特規第 16 条の 4 第 4 項）も提示しなければならない（実特令第 6 条の 4 第 1 項第 1 号）。報告金融機関等は、任意届出書記載事項のうち、名称、本店等の所在地及び法人番号を、法人番号確認書類により確認しなければならない（実特令第 6 条の 4 第 1 項第 1 号）。

(オ) 異動届出書による特定

新規届出書・任意届出書の提出後、それらに記載した居住地国に異動があった場合、3 カ月以

内に、以下の事項を記載した異動届出書を報告金融機関等に提出しなければならない（実特法第 10 条の 5 第 4 項、実特規第 16 条の 5 第 1 項）。異動届出書が提出された場合、報告金融機関等はそれに基づいて特定取引を行った者の居住地国を特定することができる。

①新規届出書の記載事項（居住地国含む。前述）（※）

②異動前後の居住地国

（※）特定取引を行う者が特定法人の場合、特定法人の実質的支配者に関する記載事項を含む。

異動届出書に虚偽の記載を行った非居住者に対しては、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される（実特法第 13 条第 4 項第 3 号）。報告金融機関等は、異動届出書の記載事項を、異動届出書と併せて提出される書類によって確認しなければならない（実特法第 10 条の 5 第 3 項後段、実特規 16 条の 5 第 2 項）。

また、異動届出書を提出した者が法人の場合、上記（エ）（B）と同様の手続きが適用される。

（カ）特定手続の免除

既存特定取引に係る契約のうち、一定期間、取引や電話等のやり取りがない少額取引については、新たに取引等を行うまでの間は住所等所在地国の特定を行うことが免除されている（特定取引を行う者が個人か法人かは問わない）。具体的には、以下の要件をすべて満たす特定取引⁵に係る契約については、下記①の取引又は下記②の通信を行うまでの間は、住所等所在地国の特定は免除される（実特令第 6 条の 3 第 17 項）。

①平成 29 年 1 月 1 日前 3 年以内に当該特定取引を行った者との間で、当該特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がない

②平成 29 年 1 月 1 日前 6 年以内に当該特定取引を行った者との間で、電話その他の方法による当該特定取引を行った者からの通信がない

③平成 28 年 12 月 31 日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が 10 万円以下である

（5）報告金融機関等による税務署への情報提供

報告金融機関等は、特定取引を行った者が一定の非居住者（CRS による報告対象国となっている国が居住地国である者）等である場合、一定の事項を税務署に提供しなければならない。具体的には、報告金融機関等は、その年の 12 月 31 日において、特定取引を行った者が「報告対象契約」を締結している場合、報告対象契約ごとに「報告事項」を、翌年 4 月 30 日までに所轄税務署長に提供しなければならない（実特法第 10 条の 6 第 1 項）。税務当局は報告金融機関等に対して質問や検査をすることができ、質問や検査を拒否した場合、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される（実特法第 10 条の 8、第 13 条第 4 項第 2 号）。

⁴ 届出書の提出者が法人又は特定組合員の場合は、居住地国に異動があった日の属する年の 12 月 31 日又はその日から 3 カ月を経過する日のいずれか遅い日まで。

⁵ 保険契約等に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る）の支払を除く。

(ア) 「報告対象契約」

報告対象となる「報告対象契約」は、特定取引のうち以下に該当するものである（実特法第10条の6第2項、実特令第6条の12第3項）。

- ①特定された居住地国又は住所等所在地国（以下、「特定居住地国」という）が、報告対象国である者（※）との契約
- ②実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人との契約
- ③個人既存特定取引契約者について、居住地国確認のため任意届出書等の提出を求めたが、提出がされなかった場合の特定取引の契約

（※）特定居住地国が報告対象国である組合契約の特定組員を含む。

(イ) 「報告事項」

報告が求められる「報告事項」は、以下の事項である⁶（実特法第10条の6第1項、実特規第16条の12）。

- ①特定取引を行った者の氏名、住所、生年月日又は名称、本店等所在地（※1）
- ②特定取引を行った者の特定居住地国、及び特定居住地国（外国に限る）における納税者番号（※1）
- ③特定法人の実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である場合、以下の事項
 - (a) 当該実質的支配者に関する①②の事項
 - (b) 特定法人の法人番号（※2）
- ④特定取引が信託契約の締結で、信託の受益者の特定居住地国が報告対象国である場合、受益者に関する①②の事項
- ⑤報告金融機関等が報告対象契約を識別するための番号・記号その他の符号
- ⑥報告対象契約の資産の価額（12月31日時点）
- ⑦報告対象契約の資産の運用、保有又は譲渡による収入金額（及びその種別）
- ⑧ ⑥⑦の通貨の種類
- ⑨その他参考となるべき事項

（※1）報告金融機関等が保有している場合に限る。

（※2）特定法人が内国法人である場合。

(ウ) 報告不要の場合

前述の通り、原則として報告金融機関等は報告事項を税務署に提供しなければならないが、特定取引を行った者が以下に該当する場合は、報告事項の提供は義務付けられていない（実特法第10条の6第1項、実特令第6条の12第1項）。

⁶ 報告対象契約が上記（ア）「報告対象契約」枠内の③に該当する場合は、それに該当する旨、及び特定取引を行った者の氏名、住所、生年月日又は名称、本店等所在地。

- ①上場法人
- ②①の親法人・兄弟法人・子法人（孫法人等を含む）
- ③国・地方公共団体、日本銀行、外国政府・外国の地方公共団体、外国の中央銀行、我が国が加盟している国際機関
- ④外国報告金融機関等（※）

（※）報告対象国以外の法令に準拠して設立された投資事業体（法人）を除く。

（6）我が国税務当局から外国の税務当局への情報提供

国税庁は、上記(5)で入手した情報を、租税条約等に基づき、外国の税務当局に対して年1回まとめて提供する。

（7）各用語の定義

（ア）「報告金融機関等」

報告金融機関等は、以下の者が該当する（実特法第10条の5第7項第1号、実特令第6条の6第1項、実特規第16条の7第1項）。

図表9 「報告金融機関等」の範囲

- ①預金取扱機関（銀行、信用金庫等）
- ②保険会社
- ③一定の条件（※1）を満たす金融商品取引業者（証券会社）・信託会社・商品先物取引業者・社債等振替法の振替機関・口座管理機関等
- ④一定の条件（※2）を満たす、以下の投資事業体（※3）
 - (a) 特定目的会社、投資法人、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社、外国の法令に準拠して設立された法人でこれらに類するもの
 - (b) 民法上の組合の業務執行組員、匿名組合契約に基づいて出資を受ける者、投資事業有限責任組合の業務執行無限責任組員、有限責任事業組合の業務執行組員、外国における上記契約に類する契約の上記に類する者
 - (c) 信託（※4）の受託者

（※1）平成23年1月1日以後に開始する事業年度のうち連続する3事業年度において、以下のいずれかを満たすこと

- (a) 収入金額の20%以上が、特定取引により管理する金銭・有価証券について提供したサービスの対価である
- (b) 収入金額の50%以上が、金融商品取引業・商品先物取引業によるものである

（※2）平成23年1月1日以後に開始する事業年度のうち連続する3事業年度において、以下を満たすこと

- ・収入金額の50%以上が、有価証券・デリバティブ取引に対する投資によるものである

（※3）財産の運用を金融商品取引業者等が投資運用業として行うもの。

（※4）委託者のみが受益者である信託以外。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

(イ) 「特定取引」

特定取引は、以下の取引が該当する（実特法第10条の5第7項第3号、実特令第6条の7、実特規第16条の8）。

図表 10 「特定取引」の範囲

①銀行、保険会社、証券会社等（図表9の①～③）との間の下記取引

- (a) 預貯金の預入
- (b) 定期積金等の預入
- (c) 無尽契約
- (d) 保険契約（再保険を除く）
- (e) 共済契約
- (f) 保険・共済契約に基づく年金・満期保険金等の受取
- (g) 信託契約
- (h) 社債・株式等の振替口座の開設
- (i) 金銭・有価証券の預託

②投資事業体（図表9の④）との間の下記取引

- (j) 特定目的会社の優先出資・特定社債の取得
- (k) 投資法人の投資口・投資法人債の取得
- (l) 株式等・社債の取得
- (m) 合名会社・合資会社・合同会社の社員持分等・社債の取得
- (n) 外国の法令に基づく権利で(j)～(m)に類するものの取得
- (o) 組合契約
- (p) 匿名組合契約
- (q) 投資事業有限責任組合契約
- (r) 有限責任事業組合契約
- (s) 外国における(o)～(r)に類する契約
- (t) 信託行為

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、以下の取引は、報告を免れるおそれがない取引として特定取引から除外されている（実特令第6条の7、実特規16条の8第1項）。

図表 11 「特定取引」から除外される取引の範囲

- ①財形貯蓄契約等
- ②確定給付年金の資産管理運用契約等
- ③確定拠出年金の資産管理契約等
- ④年金・満期保険金等を支払う旨がない保険・共済契約 等

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

(ウ)「特定法人」

特定法人は、以下の法人以外の法人が該当する（実特法第10条の5第7項第4号、実特令第6条の7、実特規第16条の8）。

図表 12 「特定法人」に該当しない法人の範囲

①上場法人
②①の親法人・兄弟法人・子法人（孫法人等を含む）
③国・地方公共団体、日本銀行、外国政府・外国の地方公共団体、外国の中央銀行、我が国が加盟している国際機関
④③が全額出資している法人
⑤公共法人、公益法人
⑥報告金融機関等
⑦外国報告金融機関等（※）
⑧純粋持株会社
⑨親法人・兄弟法人・子法人への出資・融資等を主な業務とする法人
⑩直前事業年度において、投資関連所得／総収入金額、及び投資関連所得の基となる資産／総資産がともに50%未満である法人

（※）報告対象国以外の法令に準拠して設立された投資事業体（法人）を除く。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

(エ)「実質的支配者」

実質的支配者は、以下の者が該当する（実特法第10条の5第7項第4号、実特規第16条の10、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項）。

図表 13 「実質的支配者」の範囲

法人の種類	実質的支配者に該当する者
①株式会社、投資法人、特定目的会社その他の資本多数決法人	議決権の総数の25%超を直接又は間接に保有する自然人（※1）
②①以外の資本多数決法人	出資・融資・取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人
③資本多数決法人以外の法人	以下のいずれかに該当する自然人 (a) 収益又は財産の総額の25%超の分配を受ける権利を有する自然人（※2） (b) 出資・融資・取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人
④①～③で定める実質的支配者がいない法人	当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

（※1）事業経営を実質的に支配する意思・能力を有していないことが明らかな場合、又は他の自然人が議決権の50%超を直接又は間接に有している場合を除く。

（※2）事業経営を実質的に支配する意思・能力を有していないことが明らかな場合、又は他の自然人が収益又は財産の総額の50%超の分配を受ける権利を有している場合を除く。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 我が国の居住者が外国金融機関に口座を設けている場合の留意点

(1) 富裕層等への課税強化に向けた動き

(ア) 「国際戦略トータルプラン」の公表

企業や個人投資家の海外取引が増加している中、昨年パナマ文書が公開されたことや「BEPSプロジェクト」（多国籍企業による課税逃れに対する国際的な取り組み）が進展していること等により、国際的な租税回避に対する関心が高まっている。こうしたことを受け、平成28年10月、国税庁は「国際戦略トータルプラン」を公表した⁷。「国際戦略トータルプラン」では、「情報リソースの充実」「調査マンパワーの充実」及び「グローバルネットワークの強化」を3つの柱として、「富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処」することが目指されている。

図表14 「国際戦略トータルプラン」の概要



（出所）国税庁「国際戦略トータルプラン」（平成28年10月25日）

「国際戦略トータルプラン」では、情報リソースの充実の取り組みの一つとして、CRSによる金融口座情報の自動的交換について触れ、「我が国では、平成30（2018）年9月までに、外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からもその国の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供が開始されることから、国税庁としては、適正な課税を実現するために有効な情報として活用する」としている。

⁷ 国税庁ウェブサイト（https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/kokusai_kazei/index.htm）参照。

(イ) 平成 29 年度税制改正法案における附帯決議

平成 29 年 3 月 27 日に可決した「所得税法等の一部を改正する等の法律案」には以下の附帯決議がなされており、富裕層等に関する情報収集の強化の動きが見て取れる。

高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、近年の国際的な租税回避行為に対して厳正に対処するとともに、富裕層やコンプライアンスリスクの高い層への調査を充実できるよう職員の育成や定員の拡充等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。（下線は引用者による）

(2) 国外財産調書との整合性

前述の通り、日本の居住者が外国の金融機関に口座を保有している場合、その国が CRS の枠組みに参加していれば、その口座情報が日本の税務当局に提供されることとなる。

一方、日本の居住者が海外に財産を保有している場合については、すでに「国外財産調書制度」が導入されている。これは、その年の 12 月 31 日において、価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する者は、その国外財産の種類、数量、価額などを記載した国外財産調書を翌年の 3 月 15 日までに提出しなければならないというものである。平成 26 年 1 月から施行されており、平成 27 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書については、虚偽記載や不提出に対して罰則（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科される。

今後 CRS による金融口座情報の自動的交換が開始されれば、預金口座残高等の情報を日本の税務当局は入手することができる。金額が 5,000 万円を超えるときは、国外財産調書を提出しなければならないため、仮に提出されていなかったり、内容に矛盾や齟齬があったりした場合は、税務当局による調査の対象になり得る。

(3) マイナンバー（個人番号）による名寄せ

前述の通り、日本の居住者が外国の金融機関に口座を保有している場合、その国が CRS の枠組みに参加していれば、その口座情報が日本の税務当局に提供されることとなる。提供される情報に、日本の居住者の（日本における）マイナンバー（個人番号）が含まれていれば、マイナンバー（個人番号）の名寄せを通じて税務当局は納税者の財産や収入の詳細な情報を得ることができることになる。

上記は外国の金融機関にマイナンバーが提供されることが前提となるが、提供の可否について、国税庁は「番号制度概要に関する FAQ」⁸で以下のように述べ、「外国金融機関にマイナンバー（個人番号）を提供することは問題ありません」としている。

○Q3-13-1 外国の金融機関に口座を開設する際に、納税者番号としてマイナンバー（個人番号）の提供を求められたのですが、問題ないですか。（平成 28 年 11 月 18 日掲載）

（答）

国際的租税回避の防止を目的として、銀行等の口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際的な統一基準（以下「共通報告基準」）が OECD において策定されているところであり、交換の対象となる情報にはマイナンバー（個人番号）も含まれています。

そのため、共通報告基準に参加する国・地域に所在する金融機関から所在地国・地域の法令に基づき、税務当局への報告を行うためにマイナンバー（個人番号）の提供を求められることがあります。この場合には、当該外国金融機関にマイナンバー（個人番号）を提供することは問題ありません。

○Q3-13-2 国内の居住者が外国の金融機関に対してマイナンバー（個人番号）を提供することの根拠を教えてください。（平成 28 年 11 月 18 日掲載）

（答）

各国・地域との間における共通報告基準に基づく自動的情報交換のため、日本と租税条約等を締結している国・地域の金融機関から各国の法令を根拠としてマイナンバー（個人番号）の記載を求められるケースは、番号法第 19 条第 3 号に規定された場合に該当することから、このケースにおいては、自己宣誓書（Self-Certification）等の書類にマイナンバー（個人番号）を記載することは問題ありません。

（出所）国税庁「番号制度概要に関する FAQ」

ただし、外国の金融機関にマイナンバーを知らせる場合、我が国と同等の厳格な管理がなされるか懸念される。例えば、外国の金融機関から漏えいした場合、インターネット等を利用すれば我が国でもすぐに入手が可能である。この点についての政府からの十分な説明が求められるところである。

（以上）

⁸ 国税庁ウェブサイト（https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gaiyou_ga.htm）参照。